

# 役場からのおしらせ

南木曾町役場 ☎0264-57-2001  
FAX0264-57-2270

## 「日本で最も美しい村」 連合サポーター会員を 募集しています

担当  
企画財政係

「日本で最も美しい村」連合は、小さくても輝くオンリーワンを持つ農山村が、自らの町や村に誇りを持って自立し、将来にわたって美しい地域であり続けるため活動しています。

昨年南木曾町も、連合に加え活動をはじめたところです。町民の皆さん、企業の皆さんにも会員として、この活動を支えていただくご案内をします。年会費を納入し会員

になると「日本で最も美しい村」連合ロゴマークを所定の手続きにより割安で使用することができま

### ■会員の種類・年会費

サポーター会員には、正会員と準会員の2種類があります。

#### ○正会員

年会費 1口 10万円

#### ○準会員

年会費 1口 5千円

### ■入会方法

①入会申請書(個人用と企業・団体用があります。)を連合事務局へ郵送します。(申請書用紙はホームページからダウンロードできます。)

②連合事務局から請求書が届きます。

③会費等を入金していただきます。

④入金確認後、連合事務局から会員証等が届きます。

### ■入会后連合ロゴマークを使用する場合

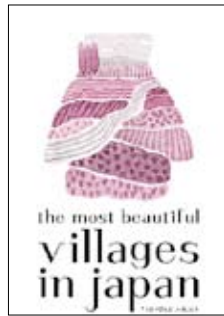
①「連合ロゴマーク使用申請書」を南木曾町役場へ提出して下さい。(用紙はホームページからダウンロードできます。)

②連合から使用許可書が南木曾町役場に届き、申請者へ送付します。

\*連合ロゴマークを使用するためには、いくつか規定があります。

ロゴマーク使用許可を得ると、24年3月31日まで使用料が免除されます。ぜひ多くの方に会員となり、ロゴマークを使用して、「日本で最も美しい村」連合の活動を広めていただければと思います。

詳細は、「日本で最も美しい村」連合HP (<http://utsukushi-mura.jp/>)をご覧ください。役場担当までお問い合わせください。



## 町内一斉清掃を行いました

担当  
保健衛生係

9月27日(日)に町衛生自治連合会と町の合同による町内一斉清掃を行いました。

この一斉清掃については、例年春と秋の2回実施してい

ますが、毎回、大勢の方の協力によりごみが回収されています。

今回、地区ごとに集められたゴミについては、衛生自治連合会役員の協力を得ながら、町内を巡回し回収しましたが、町内全体の結果は、空き缶約700本、空きびん約1200本、ペットボトル約200本の他、ごみが400kg以上回収されました。

ご協力ありがとうございました。

町内一斉清掃の活動については、本来、ゴミが無ければ実施する必要はありませんが、こころない方のポイ捨てなどにより、まだまだ多くのごみが回収されます。

地域を美しくする地域自治活動として引き続きご理解とご協力をお願いします。

## 飼い犬・猫等の保管費用が変更になります

担当  
木曽福祉事務所食品・生活衛生課  
0264(25)2235

保健所で収容した犬・猫等の動物の所有者への返還に要する費用及び収容中の保管に要した費用について、平成21年10月1日から次のとおり変

更となりました。

犬など係留している鎖を再確認するなど、飼育管理をしっかりと行いましょう。

### ■抑留中の使用管理費(1頭1日単価)

変更前 500円  
変更後 700円

### ■抑留した犬の返還に要する費用(1件あたり)

変更前 3000円  
変更後 3500円

## 犬・猫の死亡に伴う火葬について

担当  
保健衛生係

飼育している犬・猫の死亡に伴い火葬を希望される方は、中津川市環境センターの動物炉を利用することができます。希望される方は、直接電話でお申し込みください。

### ■申し込み先

中津川市環境センター  
☎0573(62)0085

### ■焼却処理料金

個別焼却(1体) 14000円

### ・集合焼却(1体)

2000円

(お骨は拾えません)

## 季節型インフルエンザ 予防接種の実施について

担当  
保健衛生係

インフルエンザの予防接種を本人が希望される場合に限り行います。

接種回数は1回で、接種料金のうち1200円を町で負担します。接種料金は、医療機関により異なります。

65歳以上の該当の方には、保健指導員を通じ予防接種のおしらせ、予防接種券を配布していますので、希望者は早めを受けてください。

なお、町では満60～65歳未満で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能が自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方を対象に一部公費負担による予防接種の実施も行っています。詳しくは担当までお問い合わせください。

※65歳以上とは、下記の接種期間内までに満65歳に達している方です。

※満65歳の誕生日を迎えてから接種してください。

※左記以外の医療機関又は接種期間で接種した場合には、町からの補助はありません。

## インフルエンザ予防接種実施医療機関及び接種期間

医療機関名	住 所	電話番号	接種期間	予約の有無
篠崎 医院	南木曾町読書	0264-57-2016	10/26～12/26	要予約 電話予約は平日午後2時以降
古根 医院	大桑村長野	0264-55-1188	10/26～12/26	当日受付可 (月～土)
県立木曾病院	木曾町福島	0264-22-2703	11/10～12/25	要予約 10/1～11/27
坂下 病院	中津川市坂下	0573-75-3118	11/9～12/18	要予約 10/13～ 電話予約は平日午後2時以降
中津川市民病院	中津川市駒場	0573-66-1251	10/19～12/18	当日受付可 午前8時30分～11時30分

## 裁判員制度 まもなく名簿記載通知 を発送します！

担当  
長野地方裁判所事務局 総務課庶務係  
☎026(232)4991

■裁判員制度実施2年目に向けて  
本年5月21日から裁判員制度が始まり、これまで円滑に実施されています。平成22年の裁判員候補者名簿についても、全国の地方裁判所で昨年と同様に作成されています。

■裁判員候補者名簿記載通知について  
裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、来年2月ころから平成23年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためにお送りするものです。

また、裁判員候補者の方の事情を早期に把握しご回答の内容により、明らかに辞退が認められる場合等に裁判所にお越しいただくことのないよう

うにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するために調査票をお送りします。調査票のいずれの項目にも当てはまらない方は返送不要です。  
なお、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた場合には、具体的な裁判の日程を前提にあらためて辞退のご希望をうかがいます。  
裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。



### \* 月曜日の窓口延長取扱業務 \*

- 住民係…戸籍・住民票・印鑑などの証明及び印鑑登録
- 税務係…所得・納税・資産・評価などの証明
- 会計室…税金・手数料などの納付

### \* 電子申請取扱業務 \*

- 税務係…家屋変更届 (固定資産税)  
車検用軽自動車税納税証明書発行受付
- 保健衛生係…離乳食・幼児食講習会の申し込み  
犬の死亡・登録事項変更届
- 福祉係…介護保険証再交付
- 上下水道係…水道開栓・閉栓の申し込み

■利用方法 町ホームページのメニュー「電子申請」からおすすみ下さい。  
利用できる手続きの一覧が表示されますので、必要な届出事項を選択して手続きをしてください。

## 「児童虐待防止推進月間」11月1日～30日 『守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ』

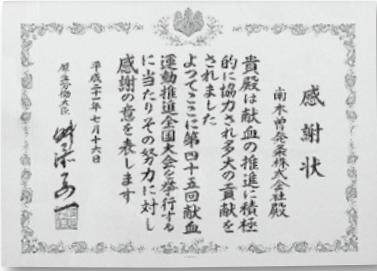
子どもの心豊かな成長と大切な生命を守るために、みんなで発生予防・早期発見・早期対応に取り組みましょう。

## 南木曾発条(株)が 厚生労働大臣感謝状 を受賞

を受賞

献血の推進に積極的貢献をされた南木曾発条株式会社は、去る7月16日東京で開催された「第45回献血運動推進全国大会」において、厚生労働大臣感謝状を受賞されました。

南木曾発条株式会社は、20年以上献血を実施しており、献血の重要性を良く認識し、勤務体制を調整するなどして全社一丸となつて継続的に献血に協力いただいています。また、早い時期から400ml献血に積極的に取り組まれ、現在もコンスタントな協力率となつていることなど多大な貢献が認められ今回の受賞となりました。



## 財政健全化判断比率の公表について

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成20年度	—	—	19.8	166.2
平成19年度	—	—	21.9	177.7
早期健全化基準	(15.0)	(20.0)	(25.0)	(350.0)

※公営企業会計単位で算定する資金不足比率は、資金不足額が発生していないため算定されませんでした。

1. この数値は、平成19年度、平成20年度決算に基づくものです。
2. 実質赤字比率・連結赤字比率については、赤字ではないため算定されませんでした。

### 11月は「労働保険適用 促進月間」です!

1人でも雇ったら、入ろう。労働保険。

担当  
木曾福島公共職業安定所 適用係  
☎0264(22)2233

#### ■事業主のみなさんへ

労働保険は、労働者を1人でも雇っていただければ、その事業主は原則として必ず加入しなければならぬ国の「強制適用保険」です。

労働保険に加入していない事業主や、これから事業を始めようとする事業主は、ハローワークにご相談ください。

#### ■労働者のみなさんへ

ハローワークの窓口で、雇用保険の加入状況を確認することが出来ます。

保険料を払っていても、加入手続きがされていない場合、失業給付金が受給できなくなる等の不利益が生じることがあります。加入状況を確認したい方は、本人確認のできる証書(自動車運転免許証等)と印鑑を持参して、ハローワークまでお越しください。

### Sマークをご存じですか?

担当  
(財)長野県生活衛生営業指導センター  
☎026(235)3612

Sマークは、「JISSマーク」、「JASSマーク」と同様に品質を保証する安心のしるしです。

厚生労働大臣認可の標準営業約款に従って営業している「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」の店頭にはSマークを掲示しています。

Sマークの登録店は、  
Standard (安心)

Safety (安全)

Sanitation (清潔)

の3つのSを消費者の皆さまにお約束する信頼できるお店です。



厚生労働大臣認可